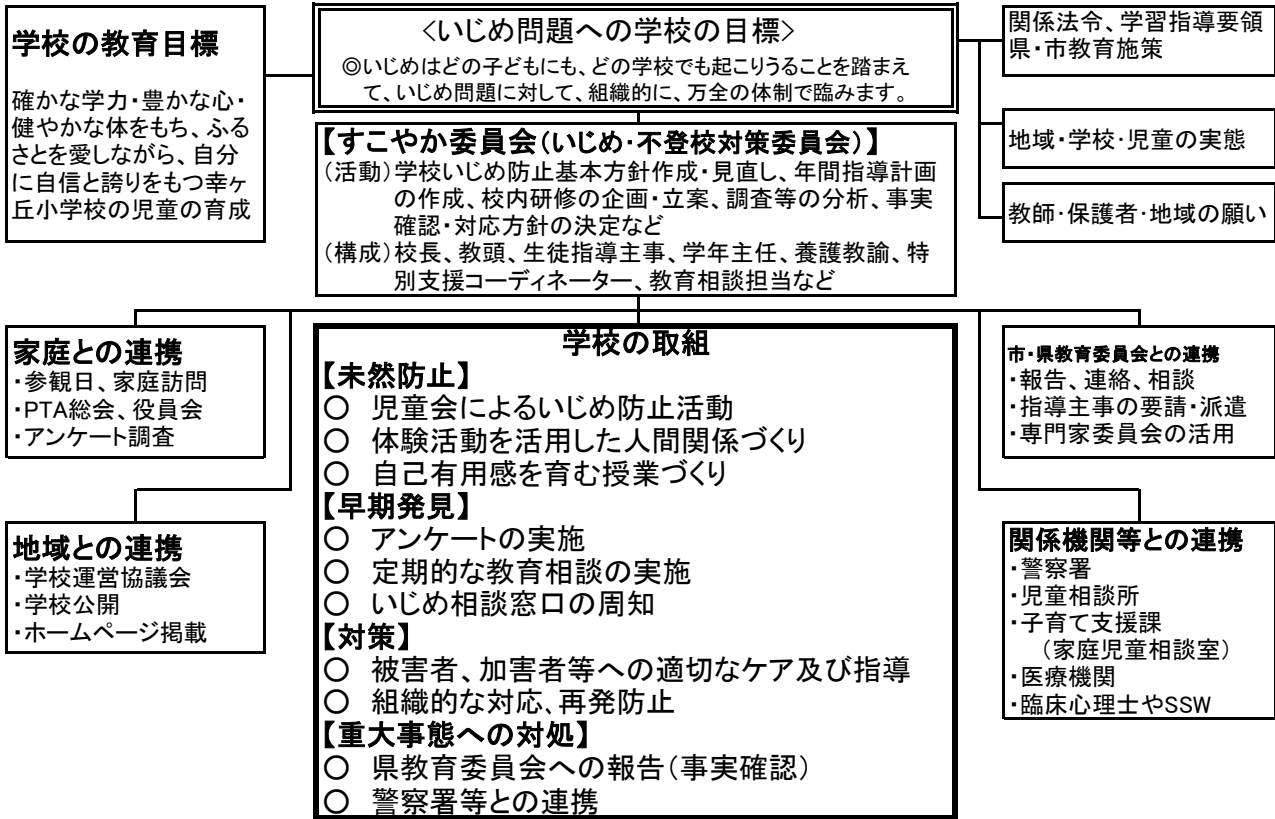


幸ヶ丘小学校いじめ防止基本方針(概要) ※平成30年度改訂



<いじめ防止年間指導計画>

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	児童が主体となった活動	教職員が主体となった活動	対策委員会が主体となった活動	
4月		○参観日・学校運営協議会での説明	○年間の活動計画の検討	
5月	○児童会	○教育相談週間の設定①		三校合同異学年交流
6月	○親子スポーツ大会(PTA)	○教職員相互の授業研究会の実施		
7月	○魚のつかみ取り(PTA)	○教職員の意識調査①	○学期の取組の総括・次学期に向けての確認①	
8月		○保護者対象の研修会		
9月	○運動会の企画	○教育相談週間の設定② ○学校公開の実施		敬老会での交流
10月	○いじめ問題を考える週間 ○幸っ子フェスタ【世代間交流】	○外部講師による講演会の実施		学校運営協議会
11月	○全校学習会の実施			
12月		○教職員の意識調査② ○人権週間におけるいじめ防止の啓発や講演会	○県一斉アンケート調査 ○学期の取組の総括・次学期に向けての確認①	
1月				
2月	○学習発表会の企画			
3月		○教職員の意識調査③	○年間の取組の総括・次年度に向けての確認	
通年	○全校ふれあい給食(毎日) ○ボランティア活動(毎日) ○(児童会)相談箱の設置	○わかる授業の展開	○児童の発するサインの作成と共有 ○職員会議での情報共有 ○起こりうるいじめの研修	警察署等との連携
週1回	○異学年との交流会(幸っ子パラダイス・昼休み・水曜日)			
月1回	○朝の会・帰りの会での話し合い活動の実施 ○児童同士の相談活動の実施	○校内研修	○すこやか委員会(いじめ・不登校対策委員会)の実施 ○教育相談(アンケート調査・分析)	市教育委員会への報告
学期1回		○道徳教育や情報モラル教育の時間設定 ○学校通信によるいじめ防止活動の報告	○児童会との意見交換	